

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

補正予算別冊のとおり

令和2年1月31日

狭山市長 小谷野 剛

## 令和元年度狭山市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度狭山市一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,085,485千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		千円 3,558,759	千円 13,660	千円 3,572,419
	2 県補助金	1,153,462	13,660	1,167,122
20 繰入金		2,883,316	2,840	2,886,156
	2 基金繰入金	2,492,256	2,840	2,495,096
歳入合計		49,068,985	16,500	49,085,485



第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業水利施設災害復旧事業	千円 9,900